

1 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 第7号議案 北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件
- 第6 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（議会選出）の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 北 詰 勝 之 君
- 2番 衣 笠 利 則 君
- 3番 長谷川 勝 己 君
- 4番 山 口 雄 三 君
- 5番 村 井 公 平 君
- 6番 森 元 清 蔵 君
- 7番 井 上 茂 和 君
- 8番 辻 誠 一 君

4 欠席議員（なし）

5 説明のため出席した理事者（19名）

管理者

加 東 市 長 安 田 正 義 君

副管理者

西 脇 市 長 來 住 壽 一 君

加 西 市 長 西 村 和 平 君

多 可 町 長 戸 田 善 規 君

加東市副市長 山田義人君

消防担当課長

西脇市防災対策課長 森脇達也君

加西市危機管理課長 石野隆範君

加東市防災課長 中村隆文君

多可町生活安全課長 竹内勇雄君

消防本部

消防長 岸本耕一君

消防部長 石古覺君

警防部長 山西修君

西脇消防署長 芹生信弘君

加西消防署長 藤原光浩君

加東消防署長 西山修一君

多可消防署長 坂本睦男君

企画財政課長 藤原正勝君

救急課長 上田昌善君

情報管理課長 徳岡恒夫君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長 森本純生君

総務課副課長 中嶋利久君

総務課人事係長 杉本秀之君

○議長（井上茂和君） おはようございます。

若干時間が早いようでございますが、全員おそろいでございますので、ただいまから始めたいと思います。

台風4号のほうの気がなるところでございますが、情報によりますと温低に変わっていくというような状況でございますので、ただ、雨のほうがどうなっていくかなという部分もありますが、注視していきたいなというふうに思っています。

それでは、ただいまから第8回北はりま消防組合臨時会を開会いたしたいと思っております。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

北はりま消防組合が設立されてから、早3年目を迎えました。この間、大きな災害の発生もなく今日に至っておりますが、今後、いつ、どこで大きな災害が発生するかもわかりません。消防組合といたしましては、万全な体制で対応していただきたいと思っております。

さて、ここに第8回北はりま消防組合議会臨時会が召集されましたところ、議員各位には御健勝にて御参集いただきました。本日召集されました臨時会の付議事件は、条例制定1件、人事案件1件、いずれも重要な案件でございます。何とぞ、議員各位におかれましては慎重に御審議の上、適切妥当な結果が得られますようお願い申し上げます。開会の御挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

開会に先立ちまして、管理者安田正義君から挨拶をいただきます。

はい、安田君。

○管理者（安田正義君） おはようございます。

5月の28日に近畿地方は梅雨入りして、雨が降らないと思っておりましたら、きのう、おとといこの様な状態で雨がずっと続いております。幸いにして、今大きな災害と言いますかそんな状況ではございませんけれども、やはり注意をしていかなければならない、そんなふうな思いを改めてしております。

私は、加東市内の自主防災組織が、いろんな形で訓練をしていただいております、その訓練にできるだけ参加をさせていただいて、いつも申し上げておるのは、自然の状態のままのところは今よりもよくなるということは絶対ないんですよという、そんなことをずっと申し上げております。むしろ災害ということをとらえまして、災害が発生するほうに向かって行っておる、というようなそんなふうな思いで、やっぱり日ごろから、少し悲観的なとらえ方をしておかなければなりませんという、そんなことを申し上げたり。

また、何か災害が発生して手を加えたところも、それが未来に渡って安全かというところを決してそんなことはない。ある時期は確かにきちっとした状態で完成はしますけれども、その後やっぱり劣化というものがあるんですよ、そのことも忘れないでいただきたいという、こんなことをずっと申し上げてきておる次第でございます。

そういう状況の中で、4月13日の淡路島の地震に際しましても、当管内につきましては大きな被害もなく、よかったなという思いがしておりますけれども、淡路島のほうでは

大きな被害が発生をして、我々の自治体の側からも家屋調査といいますか、建物の被害状況の調査に職員を派遣してきたところでございます。今後におきましても、市民の皆さんの安全、安心の確保のために全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。つきましては、議員さん方にも何とぞ御支援をいただきたいとこんなふうに思っております。

本日、第8回の北はりま消防組合議会臨時会を召集をさせていただきましたところ、議員各位にはおそろいで、また御健勝にて御参集を賜りましたことを、厚く御礼を申し上げます。

ただいま議長のほうからも御案内がございましたが、本日私どものほうから提案をさせていただく案件につきましては、北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件。それから、監査委員の選任の件の2件でございます。何とぞ慎重審議賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

午前9時29分

開 会 宣 言

○議長（井上茂和君） 　ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

　ただいまから、第8回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

　これより本日の会議を開きます。

日程第1　議席の指定

○議長（井上茂和君） 　日程第1、議席の指定を行います。

　先般、加西市で組合議会選出議員の変更があり、新たに1名の方が選出されていますので、そのまま空席になっています議席を会議規則第3条第1項の規定により議長から指定いたします。

　2番衣笠利則君を指定いたします。

日程第2　会議録署名議員の指名

○議長（井上茂和君） 　日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

　会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により議長から指名いたします。

　2番衣笠利則君、3番長谷川勝己君。その両名を指名いたします。

日程第3　会期の決定

○議長（井上茂和君） 　日程第3、会期の決定を議題といたします。

　お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 　異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたし

ました。

日程第4 副議長の選挙

○議長（井上茂和君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

副議長に山口雄三君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました、山口雄三君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山口雄三君が副議長に当選されました。

当選告知

○議長（井上茂和君） ただいま副議長に当選されました、山口雄三君が議場におられますので本席から当選告知をいたします。

山口雄三君、御挨拶をお願いいたします。

副議長就任挨拶

○副議長（山口雄三君） 失礼いたします。ただいま、議長のほうから副議長の御指名をいただきました山口でございます。何分にも至らん者でございますけれども、井上議長を補佐して、私なりに精いっぱい務めたいと思いますので御指導、御鞭撻、御協力いただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上茂和君） ただいま副議長の挨拶は終わりました。

日程第5 第7号議案 北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定

○議長（井上茂和君） 日程第5、第7号議案 北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長石古覚君。

○消防部長（石古覚君） 第7号議案 北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する

条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。提案理由でございますが、平成25年1月24日公務員の給与改定に関する取り扱いについてが閣議決定され、東日本大震災を契機とした防災、減災事業や長引く景気の低迷を受けて地域経済の活性化を図る必要性から、地方公務員の給与については国家公務員の給与の改訂及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されています。

これを受け、組合構成市町では、加西市は既にこの6月議会に給与減額支給措置条例を上程、可決しており、他の市町でもこのあと上程を予定されていますので、当組合としても北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例を制定し、必要な措置を講ずるものがございます。

それでは、制定内容について御説明申し上げます。

まず第1条で、給与を減ずる措置を講ずる期間を、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間とし、職員の給与に関する条例等の特例を定めることの趣旨を規定しています。

第2条は、給与条例の特例内容を定め、第1項では、職員に対する給料月額を支給に当たっての、職務の級の区分に応じた支給減額率を規定し、職務の級3級以下は100分の3.5、4級及び5級は100分の5.5、6級から8級までは100分の7.5とします。

第2項では、休職者の給与の支給に当たっての、当該職員に適用される減額方法を規定し、第1号は公務災害、通勤災害に認定されて休職にされた職員に対しての支給方法で、第1項に規定する普通に勤務している職員と同様に支給します。第2号は結核性疾患または心身の故障により休職にされた職員に対しての支給方法で、第1項に定める額の80%を支給します。第3号は刑事事件に関し起訴された職員に対しての支給方法で、第1項に定める額の60%以内を支給することとします。

第3項では、職員が勤務しなかった場合の給与減額及び勤務時間以外に勤務した場合の職員に支給する時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の勤務1時間当たりの給与額の算定方法を規定しています。

第4項では、給与条例附則第7項の規定の適用を受ける特定職員に対する、前第1項から第3項の適用方法を規定しています。

次に第3条では、職員の育児休業等に関する条例の特例を定め、同条例第21条に規定している部分休業をしている職員の給与の取り扱いの適用については、先ほどの第2条第3項と同じ取り扱いとし、勤務しない1時間当たりの給与額の算定方法とします。

第4条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例を定め、同条例第17条第3項に規定している介護休暇の勤務しない時間における職員の給与の取り扱いの適用については、先ほどの第2条第3項と同じ取り扱いとし、勤務しない1時間当たりの給与額の算

定方法とします。

第5条では、この条例の規定により算定した場合における端数処理について定め、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとします。

なお、この条例の施行期日は、平成25年7月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが、第7号議案 北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

山口君。

○副議長（山口雄三君） 第2条の表の3級以下、あと4級から5級、6級から8級までの対象の人数と、大体大ざっぱなところでよろしいので金額的にどのぐらいの減額、月になるのか教えていただきたいのと。それから、2項のところの1、2、3ですかね。これは対象者がどの程度おられるのか、ないのかあるのかと。おられたら、何名おられるのか。その辺ちょっと教えていただきたいです。

○議長（井上茂和君） 暫時休憩。

午前9時40分 休憩

午前9時41分 開議

○議長（井上茂和君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

消防部長。

○消防部長（石古覚君） 先ほどの4番議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の職員の3級以下、それと4級、5級、6級以上の割合の手元資料は今ございません。事務所に今ありますので、後ほど御報告させていただきます。それと、金額につきましては要旨にもございますけれども、月々約300万円の減額ということで、9カ月間の分の総額がその金額であります。そういう形で7月から減額をされていくということになります。

ちなみに、3級以下につきましては、消防職員で言えば消防吏員の消防士、副士長、士長の階級にある者が一応3級以下という形になっておりまして、4級及び5級につきましては、主任、係長というところになってきます。6級以上につきましては、管理職になります。そういうことで、副課長、主幹、課長、部長という形の役職の者が該当してきますので、後ほど人数割合は報告させていただけたらと、このように思います。

よろしく申し上げます。

○議長（井上茂和君） 人数のほうは、後ほどということですが、すぐ準備できるんですか。

○議長（井上茂和君） 消防部長。

○消防部長（石古覚君） すぐ帰ってきますので、ちょっと待ってください。

○議長（井上茂和君） 暫時休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時48分 開議

○議長（井上茂和君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

消防部長。

○消防部長（石古覚君） それでは、先ほどの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、この第1項の3級以下の人数につきましては対象者60人、1カ月の減額金額は42万3,000円、平均で7,001円となっております。

次に、4級及び5級につきましては対象者が105人、減額が194万2,000円、平均で1万8,499円。

それと、6級以上につきましては42人、減額金額が128万9,000円、平均で3万703円、こういう形になっております。

ちなみに、1カ月の減額金額、先ほど300万と言いましたが、約360万になります。

それと、第2項の1号から3号までの対象者につきましてはですが、現在該当する職員はおりません。

以上でございます。

○議長（井上茂和君） ほかに。

長谷川君。

○3番（長谷川勝己君） この減額が360万ですか。それによって3,300万になるんですか。

大体そんなものやね。失礼いたしました。

○議長（井上茂和君） ほかに。

辻君。

○8番（辻誠一君） それでは1点だけ教えていただきたいことがあるんですけども。

北はりま消防組合職員の給料は、加東市の俸給表を準用しているというふうに認識しておるわけですが、そうでもない。ともかく、北はりま消防組合の職員の給料の俸給表っていうのが、一般的なのとかね、例えば、多可町なんかでもそういうものがございますよ。平均的なのとか、一般的なのとか、準則的なのとか。広く使われているものをそのまま準用していたりするのですが、特別なものをこさえてそれを適用されておるのか、それとも普通に使われておるものを準用しておるのか。それを教えていただけますか。

○議長（井上茂和君） 消防部長。

○消防部長（石古覚君） 8番議員さんの御質問にお答えします。

まず、給料表につきましては国のほうに定めております、公安職給料表1に準じております。ですから現在の北はりま消防組合の給料表につきましても、全く同じ状況の給料の額になっております。

それと、特別につくっているのかというような話がありましたけれども、これは一切ございません。給料表が改定された場合は、条例の一部改正という形をとりまして給料表も変えております。以上でございます。

○議長（井上茂和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

辻君。

○8番（辻誠一君） それでは私はただいま議題となっております、第7号議案 北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件に対し、反対の立場から討論を行います。以下理由を申し述べます。

この条例の制定理由は、三手に分けることができます。

まず第1は、東日本大震災を契機とした防災、減災事業や、長引く景気の低迷を受けて地域経済の活性化を図るという点。

第2は、上記理由から引き下げた国家公務員の給与水準に地方公務員も給与水準を合わせよとの国からの要請。

第3は、これらを踏まえ、北はりま消防組合を構成する市町が職員給与の削減を予定しているという、3点があります。

しかしながら、このたびのわずか9カ月間という期間での3,300万円にも及ぶ北はりま消防組合職員の給与削減が、東日本大震災を契機とした防災、減災事業や長引く景気の低迷を受けている地域経済の活性化に私はおおよそ寄与しないと思うのであります。そもそも、職員給与の削減が防災、減災事業と関連づけられるのは構成自治体に交付される地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額において、地方公務員の給与を削減することを前提にした減額とほぼ同額が防災、減災事業費として盛り込まれたことによるものです。

しかしながら、北はりま消防組合を構成する各自治体は国にこのような特段の配慮をされるまでもなく、これまで延々と防災あるいは減災のための事業に取り組んできております。大体、地方交付税は日本全体の財源を再配分し、自治を支える重要な役割を担う地方固有の財源であります。その財源を、ときの政権がみずからの政策やあまつさえみずからのパフォーマンスの小道具に使うなど言語道断であります。

また、長引く不景気の中、地域経済の活性化に今最も必要なのはこの地域に暮らす一人ひとりの所得の増加であります。したがって、この地域に暮らす組合職員の給与を削るこ

とが地域経済の活性化に逆向することは、自明の理ではありませんか。

さらに申し上げれば、わざわざこのたび職員給与を引き下げなくとも、もともと学歴別、経験年数別に見比べれば、国家公務員の臨時特例での平均7.8%の給与削減後の月額給与と幾らも変わりません。それがラスパイレス方式を採用した指数となると、この間総定員を削るために新卒の採用等での努力と工夫があだとなって、地方公務員の給与が若干高いという印象を受けるにすぎないということをつけ加え、私の反対討論といたします。

○議長（井上茂和君） ほかに賛成討論はありますか。

長谷川君。

○3番（長谷川勝己君） このたび、それぞれの構成市町におきましてもいろいろこの件に関しましては、それぞれ審議をなさっておるとお聞きしておりますし、我が加東市におきましても24日に上程される予定となっております。一応国の方針として得たラスパイレス指数を中心にこのような措置金額が取られるわけなんですけれども、やはり、構成市町それぞれが既に加西市におきましても計画の決定がだされておりますので、それに準ずるべきであると考え賛成討論とさせていただきます。

○議長（井上茂和君） ほかに討論はありますか。

これで討論は終わります。

これから、第7号議案 北はりま消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（井上茂和君） 起立多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第1号 北はりま消防組合監査委員の選任の件

○議長（井上茂和君） 次に日程第6、同意第1号 北はりま消防組合監査委員の選任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番村井公平君の退場を求めます。

（5番、村井公平議員退場）

○議長（井上茂和君） それでは、提出者の説明を求めます。

管理者安田君。

○管理者（安田正義君） それでは、同意第1号 北はりま消防組合監査委員の選任の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これまで、議員のうちからの監査委員を務めていただいております山口議員のほうから辞職願をいただきまして、これを受理したところでございます。これを受けまして、新たに北はりま消防組合議会議員のうちから選出する監査委員としまして、西脇市議会選出の村井公平議員が適任者でございますので、当組合の監査委員として選任をさせていただきます。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

人事の案件でございますので、何とぞ満堂のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提出者の説明が終わりました。人事案件ですので、質疑討論を省略いたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認め、質疑討論を省略いたします。

これから同意第1号 北はりま消防組合監査委員の選任の件を採決いたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（井上茂和君） 起立全員であります。

よって本案は同意することに決定いたしました。

本件の採択が終わりましたので、5番村井公平君の入場を許可いたします。

暫時休憩。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 開議

○議長（井上茂和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

閉 会 宣 言

○議長（井上茂和君） 以上で今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。これをもって、第8回北はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

午前10時01分 閉会

挨拶

○議長（井上茂和君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期臨時会に付議されました案件につきましては、議員各位の慎重な御審議によりまして滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。管理者以下執行者におかれましては、消防組織、施設の充実につながるよう一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。議員各位におかれましても、体調管理には十分御留意されまして、ますます御健勝にて議会活動に御精進あらんことを期待いたしまして閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

管理者挨拶をお願いいたします。安田君。

○管理者（安田正義君） それでは、閉会に当たりまして一言御礼の御挨拶を申し上げます。

ただいまは私ども提案をいたしました2つの案件につきまして、それぞれ原案のとおり決定または同意をいただきました。心からお礼を申し上げます。冒頭御挨拶の中でも申し上げましたが、想定外と言いますか、そんな災害が発生する可能性というのは非常に高い。

そんなことを思っております。梅雨末期にはいつも大きな雨が降って大きな被害が出る、そんなことがたびたびあるわけですが、この先、約4カ月ぐらいになりますか10月中旬ぐらいまで気が抜けないなという、そんな思いをしておるところでございます。そういったことも含めまして、住民の皆さんが安心して暮らせるそんなまちづくり、それぞれ地域で構成し、各市町においてもそんなまちづくりが進むというふうに思いますし、また北はりま消防組合としましても、そんなところに十分留意をしていきたいというふうに思うところでございます。何とぞ議員さん方のお力添え、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それから、いよいよきょうが夏至ということでございます。夏に至る。この日を境に本格的な夏に向かっていくという、そんな時期でございます。日増しに暑さが加わってまいるとは思いますけれども、議員各位の御健勝にての御活躍を心からお祈り申し上げまして閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上茂和君） 管理者の挨拶が終わりました。

これをもって散会いたします。本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 井上茂和

会議録署名議員 衣笠利則

会議録署名議員 長谷川勝己